

鳥取市水道局建設工事入札参加資格者格付要綱における水道事業管理者が別に定めるものについて

1 第3条第1号関係(基準点数)

基準点数については、下表のとおりとする。

A級	B級
1, 103点	1, 002点

2 第3条第3号関係(最上位の等級に該当する要件を具備しなくなった場合における措置)

最上位の等級に該当する要件を具備しなくなった場合における措置については、配水管技能者登録(耐震登録)の交付が行われる講習会(以下「配水管工技能講習会」という。)を次のとおり新たに受講し、又は配水管技能者登録証(以下「登録証」という。)の有効期限切れに伴う更新を行うものとする。

- (1) 当該年度のうちに配水管工技能講習会を受講することができる場合は、遅滞なく受講し、登録証の交付を受けなければならない。
- (2) 配水管工技能講習会の日程終了により当該年度のうちに受講することができない場合は、翌年度に遅滞なく受講し、登録証の交付を受けるものとする。

3 第4条第2項関係(格付の直前に受けた経営事項審査の審査基準日の期間)

格付の直前に受けた経営事項審査の審査基準日の期間については、格付を行う年度の前々年度(以下「前々年度」という。)の9月1日からその翌年度(以下「前年度」という。)の8月31日まで(前年度の9月1日以降に分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の9月1日から前年度の8月31日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。))については、前年度の9月1日から入札参加資格審査申請の日まで)の間とする。ただし、前々年度の9月1日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日(その日から前年度の8月31日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日)とする。

4 第4条第3項第4号イ関係(割増点)

割増点は、次に掲げる項目によりそれぞれ算定して得た合計点数とする。

管口径、断水切替箇所、埋設物条件、D I D地区、道路種別

5 第4条第3項第5号関係(受講効果の条件及び加点点数)

鳥取県が定める格付に係る加点予定研修及び管理者が指定する研修を受講し、受講効果が認められた有資格者については、下表により算出された点数を加点する。ただし、「研修の分類」が、「技術分野」である場合は、「加点対象工種」が「土木一般」と「管工事」のいずれにも該当する研修を加点対象とする。また、「管理者が指定する研修」は、「鳥取市水道局指定給水装置工事事業者経営者人権問題研修会」とし、有資格者の常勤役員が受講した場合に加点対象とする。

	鳥取県が定める格付に係る加点予定研修			管理者が指定する研修	合計
	技術分野	経営分野	人権・同和問題 研修分野		
点数	27点限度(1人1回3点)			3点	30点

6 第4条第3項第6号ウ関係(その他悪質な法令違反の減点)

令和7・8年度格付については、特段の定めを設定しない。